平成２６年（フ）第５２５号
横浜市港南区日野中央２丁目28番８号　コートグランビュー－ＨＩＮＯ　Ａ―103
債務者　関野　眞司
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９２８号
神奈川県藤沢市石川５丁目31番地の11　石川マンション202号室
債務者　山崎　利浩
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９２９号
神奈川県藤沢市石川５丁目31番地の11　石川マンション202号室
債務者　山崎千鶴子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９５３号
神奈川県綾瀬市寺尾釜田１丁目３番８－２号
債務者　神崎　啓助
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７６号
釧路市鳥取北４丁目９番17号
債務者　岩谷　明美
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１４８号
川崎市中原区上小田中６丁目40番40号　メゾン・ド・ラパン101
債務者　秋田ひかる
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
川崎市麻生区細山２丁目５番２―103号
債務者　佐藤　善隆
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
川崎市宮前区神木本町３丁目９番９号　竹美荘106
債務者　佐藤　恵一
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１９３号
川崎市高津区子母口119番地１　たちばなホームズ２―302
債務者　原　　吉明
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２０６号
川崎市川崎区浜町４丁目15番２号　神奈車ハイツ302、前住所川崎市川崎区鋼管通４丁目４番12号　安藤マンション302
債務者　後藤　竜也
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２０４号
岡山市中区湊1369番地６
債務者　神﨑健一郎
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２９号
岡山市北区白石西新町３番地107マンションエトランゼ201号室
債務者　三宅　敏昭
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４号
長崎県佐世保市相浦町2720番地　ロイヤルハイツ207号、前住所長崎県北松浦郡佐々町本田原免226番地２
債務者　浦　　新一
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
長崎県佐世保市相浦町2720番地　ロイヤルハイツ207号、前住所長崎県北松浦郡佐々町本田原免226番地２
債務者　浦　美知子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
長崎県佐世保市桑木場町371番地３、前住所岐阜県中津川市中津川2364番地の2407　サープラスＴＷＯ　ＮＩＭＵＲＡ102
債務者　立石ますみ（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係